

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

令和3年(ワ)第7645号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟請求事件

原告 山縣 真矢 ほか7名

被告 国

証拠説明書 1 2 (甲 A297 号証乃至甲 A307 号証)

2023年(令和5年)1月19日

東京地方裁判所民事第44部甲合議1A係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子
ほか

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲A297	トランスジェンダーの歴史	写し 2016年8月	松永千秋	・クラフト・エビングの「性の精神病理Psychopathia Sexualis」(1886年初版)には、様々な類型の性的逸脱が挙げられ、その中に、今日で概念で言えばトランスジェンダーに該当する症例が、複数のカテゴリーに記載されていたこと ・かつては精神的病理として混同されていた同性愛、異性装、トランスセクシュアリズム、トランスジェンダー等が概念的に整理され、人の多様な性のあり方をとらえる構成概念となったこと等
甲A298	日本トランスジェンダー略史(その1)(その2)	写し 2003年5月	三橋順子	クラフトエビングの「Psychopathia Sexualis[性的精神病質](1886)」が、日本に紹介・刊行されるなど、西欧の性科学が翻訳・紹介され、一般社会においても、1920年前後には通俗的性欲学が流行し、同性愛は文字どおり変態性欲として興味本位で描かれたが、異性装者もまた、同性愛と明確に区別されることなく、性的逸脱、変態と

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

					して位置づけられたこと等
甲A299	女装と日本人 (一部抜粋)	写し	2008年9月	三橋順子	同上
甲A300	性同一性障害の概念について	写し	2012年	康純	<ul style="list-style-type: none"> ・1960年代に入り、生物学的性、性的指向、ジェンダー・アイデンティティという概念が確立し、同性愛は性的指向の問題であり、性転換症はジェンダー・アイデンティティの問題であるとされ、それまで性倒錯として混同していた状態が概念的に整理されるようになったこと ・1980年のDSM-IIIより、従来の性転換症に加えて、Gender Identity Disorder (「性同一性障害」・GID) という診断名が公式に用いられるようになったこと等
甲A301	基本権としてのジェンダー・アイデンティティ	写し	2020年	春山智	ドイツ連邦憲法裁判所は、1978年10月11日決定において、性別適合手術を受けたトランスジェンダーに対して、ドイツ基本法によって身分登録上の名および性別を変更する権利が保障されるという判断を初めて示し、1979年の連邦通常裁判所の決定により出生登録上の性別表記の訂正が認められ、これを受けて翌80年に性別変更のための特例法が制定されたこと等
甲A302	性的マイノリティと国際人権法 (一部抜粋)	写し	2022年6月	谷口洋幸	2002年のグッドウィル対イギリス事件において、ヨーロッパ人権裁判所は、性別記載の変更が単なる書面上の形式的な問題ではなく、個人の尊厳や人格的自律に根源的で不可欠な要素であると述べ、性自認(性同一性)尊重のために国家は性別記載の変更手続を整備す

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

甲A303	トランスジェンダーと人権～特例法と医療のあり方を問う	写し	2018年12月	谷口洋幸	る義務があると結論づけたこと。この判決を契機として、国際人権法の分野では性自認(性同一性)を個人の尊厳として尊重し、性自認にもとづく差別的取扱いを人権侵害と位置づける解釈が確立していき、性別変更要件の緩和や性別適合手術の環境整備、雇用・教育・健康などの領域での性自認差別を撤廃する動きへと繋がっていったこと等
甲A304	戦後日本の雑誌メディアにおける「男を愛する男」と「女性化した男」の表象史	写し	2006年3月	村上隆則 石田仁	戦後の我が国において、トランスジェンダーを性的逸脱、変態とする社会の認識が広く残存していたこと等
甲A305	東京地裁昭和44年2月15日判決(ブルーボーイ事件)(判例タイムズ233号231頁)	写し	1969年6月	判例タイムズ社	いわゆるブルーボーイ事件判決においては、「性的倒錯」の一類型として「性転向症」と「同性愛」が同列に論じられており、1960年代当時、同性愛やトランスジェンダーが混同されながら、未だに性的倒錯として認識されていたこと等
甲A306	東京高裁昭和45年11月11日判決(ブルーボーイ事件)(判例タイムズ259号202頁)	写し	1971年5月	判例タイムズ社	同上
甲A307	日本における「性同一性障害」をめぐる動きとトランスジェンダーの当事者運動(「セックス・チェンジズ」所収)	写し	2005年7月	野宮亜紀	1990年代頃からは、トランスジェンダーの自助グループも形成され、社会に対してトランスジェンダーに関する正しい情報や知識を発信するようになる。さらに、1990年代後半頃から、トランスジェンダーの当事者が次々と自らの性自認(性同一性)に基づいて戸籍上の性別表記の変更を

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第二次訴訟(東京地裁)第7回期日(20230126)提出の書面です。

					求めるための家庭裁判所への 申立てを行ったが、裁判所がそ の申立てを認めることはなか ったこと等
--	--	--	--	--	---